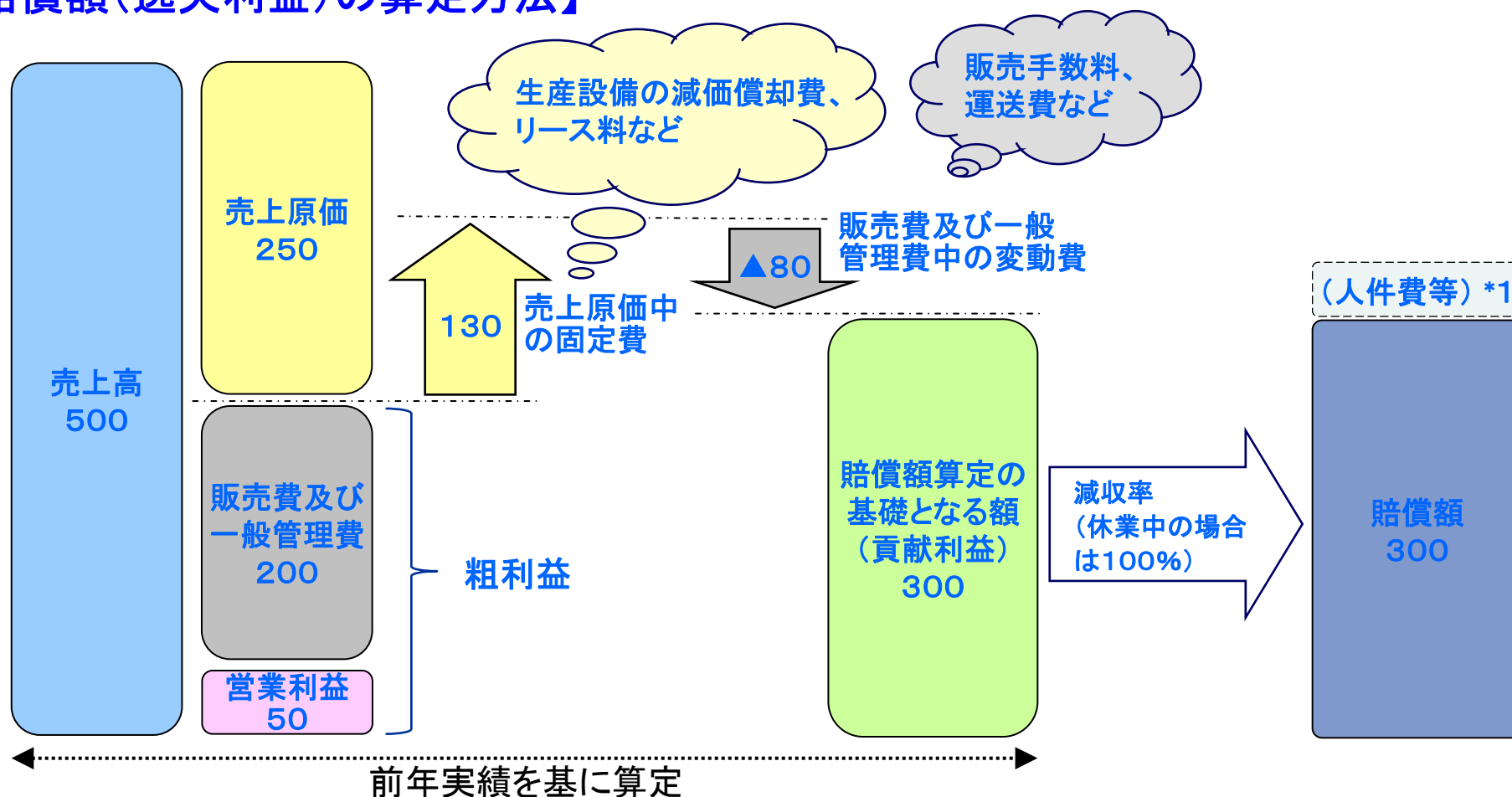


【参考1】避難指示等に関する営業損害の算定例(休業の場合)

- 粗利益に休業期間中の費用発生の有無に応じて勘案します。

【賠償額(逸失利益)の算定方法】

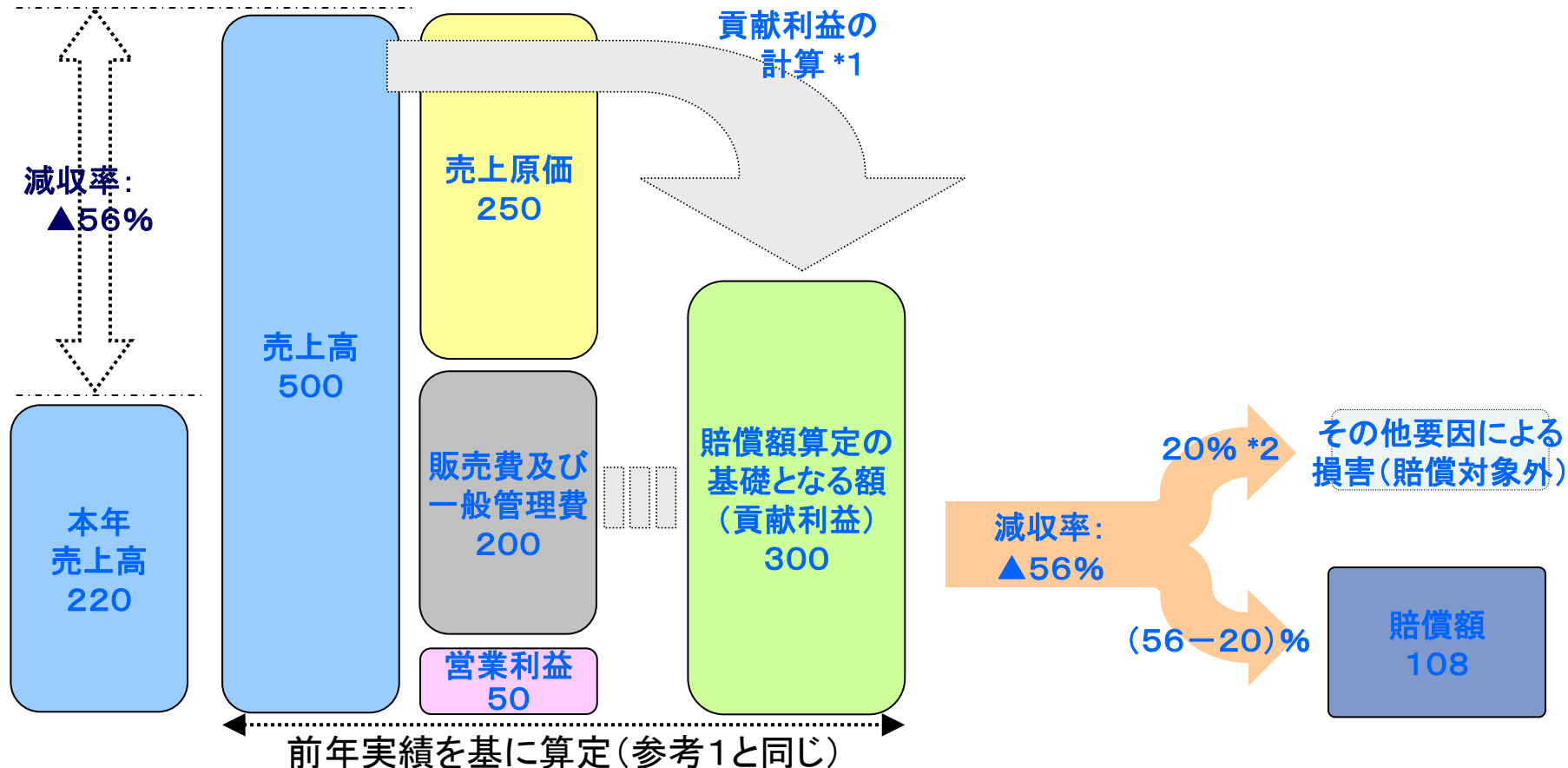


*1:賠償額(逸失利益)の算定にあたっては、人件費等(人件費及び地代家賃)を一旦控除しますが、休業期間中もお支払いされている場合は実際の支払額を賠償させていただきます

【参考2】風評被害に関わる営業損害の算定例（観光業の場合）

- 休業の場合と同様、貢献利益を賠償額算定の基礎とさせていただきます。*1
- 貢献利益の減少額のうち本件事故に起因する部分を賠償させていただきます。

【賠償額（逸失利益）の算定方法】



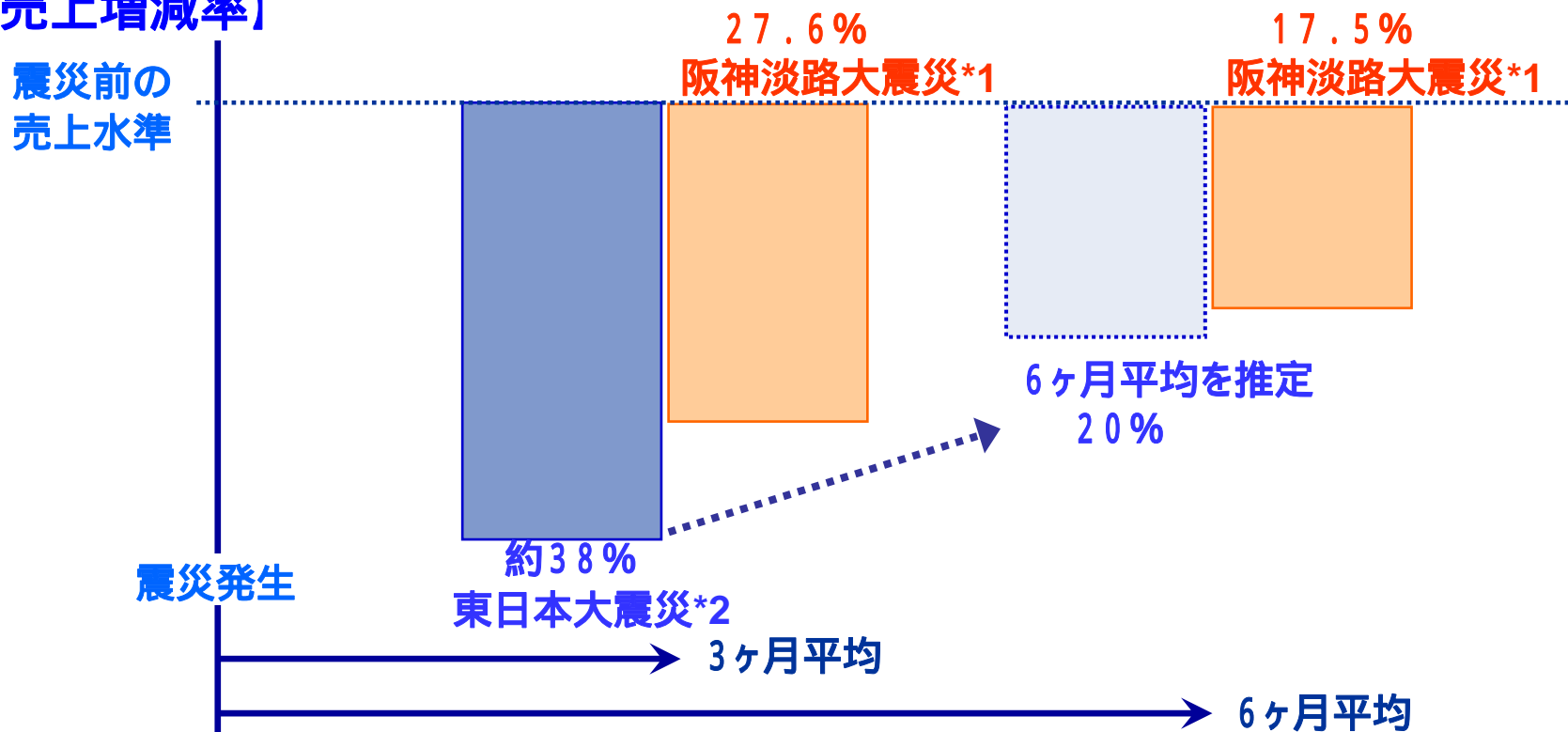
*1: 貢献利益は個別に計算いただきますが、中小企業の方々は、業種別の平均利益率（宿泊業の場合：60%）を用いて計算することも可能です。

*2: 「本件事故」以外の要因による売上減少率として、20%を設定しています。

原子力事故以外の影響について

原子力以外の要因による減収率は、阪神淡路・東日本大震災のデータから、はじめの6ヶ月について20%とさせていただきます。

【売上増減率】



*1: 阪神淡路大震災発生後3ヶ月、明石・姫路地区の影響平均。(社)日本旅行業協会「神戸/明石・姫路地区大手旅行4社取扱額の推移」(「旅行業から見た阪神大震災」,1998,巻末資料)より。神戸地区は建物の倒壊が多く除外、大阪は観光データなし。月次データのある明石・姫路地区では震災後6ヶ月の影響が17.5%であり、時間の経過とともに地震の影響が逡減。東日本大震災においても同様の傾向が推定される。

*2: 東日本大震災発生後、ホテル・旅館における過去年との売上高増減率。関東・東北(4県外)3~5月平均 原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書(平成23年7月)1004~1006頁*より集計。